

論理・推理・法

——1980年代中国大陸における「推理小説」という概念の〈翻訳〉について——

孫 軍悦

はじめに

1970年代末、西村寿行原作の映画『君よ憤怒の河を涉れ』とアガサ・クリスティ原作の『ナイル殺人事件』の大ヒットにより、中国大陸で外国推理小説および推理小説を原作とする映画のブームが巻き起こった。だが、これらの推理小説と映画は、単なる娯楽としてではなく、一部の研究者と作家の間で、むしろ「法」に深くかかわる文学として位置づけられたのである。日本において戦後「探偵小説」の同義語として定着した「推理小説」という名称も、中国に輸入されると、様々な言説実践によって、警察が論理学の専門知識を以って刑事事件を解決する過程を描き、公安関係者に捜査と裁判に不可欠な論理的推理の方法を教え、読者の論理的思考能力を鍛える新しい文学ジャンルとして立ち現れるのである。実際当時、法学の専門誌や専門図書に、司法における論理的推理の応用方法を解説する格好な材料として、外国の推理小説と映画がしばしば取り上げられており、中国作家が書いた推理小説に、外国の推理小説から捜査方法を学ぶ刑事が頻繁に登場するのである。本論は、民主主義と法治主義を目指す1980年代の中国大陸において、1970年代末に日本から流入した「推理小説」という概念がどのように変形しながら、論理学と法学を結び付ける媒介として、法論理学という新しい学科の誕生、さらに「法制文学」という新しい文学ジャンルの成立につながっていったのかを考察したい。

1. 論理－推理－法：法論理学の創成

1979年1月、松本清張の推理小説『点と線』の中国語訳が内部発行の形式で群衆出版社¹より刊行された。この小説をいち早く取り上げ、もっとも詳しく述じたのは意外にも日本文学研究者ではなく、一人の法学者、論理学者であった。1980年、憲法学者であり、論理学者でもある呉家麟が、創刊したばかりの文芸誌『啄木鳥』に「『点と線』の論理的推理について」という論文を発表した。その法学者、論理学者ならではの視点は、「推理小説」と法学、論理学の間に新しい関係性を創り出したのである。ここですむず呉家麟の『点と線』に関する考察を追ながら、1970年代末に日本から流入した「推理小説」がどのような文学ジャンルとして理解されていたのかを見てみたい。

ある冬の早朝、一人の労働者が出勤する途中で、博多湾を見渡す香椎海岸に寄り添うように横たわっていた男と女の死体を発見した。男は、汚職事件の摘発が行われている最中の某省の課長補佐佐山憲一、女は東京の割烹料理亭「小雪」の女中お時。女性に着衣の乱れがなく、格闘した形跡もないことから、香椎署の係長は情死と判断した。

1

内部発行とは、特定の分野において一定の研究価値があるものの、一般公開には適さないと判断され、一部の読者にのみ供給される出版物のことである。『点と線』の想定した読者は警察や検察官、裁判官、法学者といった公安関係者である。群衆出版社は1956年に発足した中国公安部（日本の国家公安委員会及び警察庁に当たる）直属の国営出版社。主に政治、法律、公安関係の図書雑誌を発行するが、推理小説の出版でも名を知られている。

呉家麟の分析はここから始まった。

係長の推理はこうである。

この二人は自らの意志で一緒に自殺したか、一人がもう一人に無理心中を迫ったかである。

現場の状況から見ると無理心中ではない。

ゆえに、この二人は事前に合意して、一緒に自殺したのである。

これは、否定肯定式の混合選言三段論法を応用した推理である。小前提が一つの選言肢を否定し、結論がもう一つの選言肢を肯定する。しかし、この推理は正しくない。なぜならば、否定肯定式の選言推論の規則によると、選言肢はすべての可能性を挙げ尽くさなければならぬからだ。係長の推理はこの要求を満たしていない。彼は自由意志での自殺か、無理心中か、という二つの可能性しか考えなかつた。後者を否定したので、自然と前者を肯定した。「自殺」に囚われ、「他殺」の可能性を見落としてしまつたのが、係長の間違いであった。

係長がこのような間違いを犯したのは、男女が一緒に死んでいるのならば情死であるという常識的な見方を大前提にして推論したからだ。つまり、「男女が一緒に死んでいるのはすべて情死である。香椎海岸にある二人の男女は一緒に死んでいる。ゆえに、この二人の男女は情死である」。だが、「この三段論法は間違つてゐる。前提が確かではないからだ」。こうして、論理学の推論法則を以て係長の推理の間違いを証明した後、呉家麟はさらに鳥飼重太郎刑事の「正しい推論」の論理学的根拠を検討した。佐山憲一は列車食堂の「お一人様」の受取証を持っていた。その受取証に疑問を感じた鳥飼は、もう一度現場に訪れ、二人がこの「いかにも荒涼とした場所」を最期の地として選んだのは、どちらかが土地勘を持っていたのではないかと考えた。論者はこの推論が論理的だといふ。

鳥飼は、佐山とお時のなかで、少なくとも一人がここに来たことがあると断定した。この結論は次のような後件否定式の仮言三段論法を使って導き出したものである。

もし二人ともここに来たことがないならば、この場所をよく知らないはずで、ここで自殺することもない。というのは、自殺は夜のことで、しかもあの夜は特に暗かった。

実際二人は暗いなかここにやってきて、自殺してしまつた。

ゆえに、彼らのなか、少なくとも一人が以前ここに来たことがある。

この推論は論理的なので、結論は信頼できる。

鳥飼は「お一人様」の受取証から、佐山とともに死んだお時が佐山と一緒に福岡に来たのではなく、途中で下車したのではと推測した。捜査のバトンが汚職事件を追っていた警視庁捜査二課の三原紀一に渡された。三原は、東京駅で佐山とお時が仲良く

福岡行きの特急「あさかぜ」に乗り込んだのを見たという、「小雪」の女中と機械商安田の目撃証言に疑問を感じた。なぜなら、目撃者のいる13番線から「あさかぜ」の停まる15番線が見えるのは、一日中わずか4分間しかなかったからだ。論者は物語の推移を忠実になぞりながら、この「4分間の目撃」が作為であるという三原の推理を次のように説明した。

安田がわざわざ目撃者をホームに連れてきて、佐山とお時が一緒に乗車したのを目撃させたのは、この二人が恋人であることを第三者に証明させるためだ。三原は直接証明と間接証明の方法でこの結論の正しさを証明したのである。

三原はまず間接証明の背理法で証明する：

命題：佐山とお時は恋人同士ではない。

証明：まず二人が恋人同士であるという仮説を立てる。

もし二人が恋人同士ならば、それを証明する第三者が必要でない。安田が様々な策を弄してこの二人が恋人であることを第三者に証明させる。ゆえに、佐山とお時は恋人同士ではない。

これは、後件否定式の混合仮言三段論法の規則に符合している。小前提が大前提の後件を否定し、結論が大前提の前件を否定する。しかも大前提は成立できる。

ここまで見ると、論者は終始論理学の専門用語を使って三段論法の形式に従いながら、『点と線』を解説していることが分かる。正確に言えば、論者は『点と線』に描かれた刑事捜査の依拠した推理の法則を解き明かす形で、伝統的な論理学の知識と、刑事捜査における論理学の応用方法を解説しているのである。ここで注意しなければならないのは、この論文において、論者が論理学の法則を使って、小説における刑事の推理を読み解いているのではない。論者はただ、事件を解決するために刑事らが使った論理学の法則を読者に説明しているだけである。もちろん、作中人物の論理的推理はすべて作家によって構想されたものだ。事実、論文の冒頭に、「松本清張は“推理小説”的名手として名を知られる日本の作家である。彼は論理的推理の方法で難しい刑事事件を解決した小説を少なからず書いていた」とある。つまり、この論文において、警察が論理学の理論を使いながら正しい推理を通して犯人を特定する捜査活動と、作家が論理的推理の方法を使って警察の捜査過程を書く創作活動と、法学家、論理学者が推理小説を材料に捜査における論理学の応用を探究する研究活動、という三つの実践が紡ぎ出されているのである。そして、この三つの実践を互いに結びつけるのはほかでもなく、「推理」という言葉である。

周知のように、日本において「探偵小説」は戦後「推理小説」に名を改められた。中島河太郎によると、その経緯はこうである。戦後「推理と思索とを基調とした小説という意味で」「「推理小説」という概念を新たに提唱したのは木々高太郎であった。彼は、怪奇小説から心理小説や思想小説まで、それまでの「探偵小説」よりもはるかに広い概念として「推理小説」を考えていた。一方、江戸川乱歩は、探偵小説の中で「本来の謎と論理の興味を主眼とするもの」、すなわち従来の本格探偵小説を推理小説と規定し

2

中島河太郎編『現代推理小説大系別巻2』(講談社, 1980.4. p333-334)。

3

『ミステリーの社会学—近代的「気晴らし」の条件一』(中公新書, 1989.9. p237-238)。

4

毛沢東が『実践論』において、感覚的認識が「概念」、「判断」、「推理」を通して理性的認識に深化する過程を説明したため、当時「推理小説」を解説する文章に『実践論』の文言が多く引用されている。毛沢東の著作が「推理」という言葉の合法性を保障し、「推理小説」を論理学に容易に結び付けさせたのである。

5

例えば、陽作洲「どのように仮言判断と仮言三段論法を刑事検査に応用するか」(『西南政法学院学報』1980年第1期)、「どのように仮言三段論法を刑事検査に応用するか」(『西南政法学院学報』1980年第2期)、郭虹、陳明灝「刑事検査における混合仮言三段論法の応用に関する試論」(『哲学研究』1981年第7期)、杜汝祺、黃厚仁「刑事検査における混合仮言三段論法の応用に関する再論—郭虹、陳明灝両氏の意見について」(『哲学研究』1982年第3期)等論文のほか、司法に応用する論理学の専門書として『法律専門の論理学』(陽作洲、石子堅等編、四川人民出版社、1981)、大学法医学部の教科書として『法論理学』(吳家麟編、群衆出版社、1982.6)等が刊行された。

6

群衆出版社、1981.10。

7

法律出版社、1982.6。この本に取り上げられた20例の案件に裁判7件、弁護5件が含まれていることは、まさに法学における論理学の応用が真に導入したのは刑事検査の方法ではなく、近代法学の基本的な思考様式であることを証明しているのである。

8

山下正男「法律学と論理学」(『法的推論法哲学年報(1971)』有斐閣、1972.10. p75-92)。

た。しかし、世間一般では、こうした動きとは関係なく、1946年11月に内閣訓令で告示公布された当用漢字表に「偵」という漢字が外されたため(1954年3月の当用漢字補正案に再び加えられた)、「推理小説」という名称がジャーナリズムに浸透したのだ。そして、戦前の「探偵小説」が持つエロ・グロなイメージからの脱皮を願う関係者らも、理智の文学を思わせる「推理小説」の使用に傾斜し、その結果、「推理小説」は「探偵小説」の同義語として定着したのである²。もっとも、「偵」が当用漢字表から外された理由について、高橋哲雄は、「使用頻度が低いからというよりは、そのイメージが「密偵」、「内偵」、「偵察」と、秘密警察や軍事権力を連想させるものだったことが戦後民主主義の下では嫌われるからかもしれない」³と推察し、さらに「「推理」という、いかにも頭を使う高尚な読書にみえる名をえらんだことに、急増中の新大衆読者向けの売り手側の商魂をどうしても感じないわけにはいかなかつた」と言い、「探偵小説」から「推理小説」への改名に政治的思惑と経済的打算も含まれていることを示唆しているのである。

ところが、1979年に刊行された『点と線』の中国語版の「出版説明」に、「近年來、国外では所謂“推理小説”が流行っている。内容は主に論理的推理を使って刑事検査を行い、事件を解決する物語である」とあり、あたかも「推理小説」が「論理的推理」で解決した事件を題材とする、「近年」現れた新しい文学様式のように説明されている。吳家麟が論理学における推理の法則を以って『点と線』を解説したのは、やはり「推理小説」の「推理」を、論理学の「推理」の同義語として理解したからであろう。つまり、日本において「探偵小説」の同義語として使われた「推理小説」が中国語に翻訳されると、論理学の専門用語である「推理」に結び付けられ、「推理小説」の「推理(detective, mystery)」と論理学における「推理(resoning, inference)」が、漢字の字形を共有するがために、同義語として用いられるという事態が起きたのである⁴。そして、論理学の「推理」という新しい意味を獲得した「推理小説」は、論理学の推理法則を使って事件を解決する警察の検査活動を描く新しい文学様式とみなされ、論理学と法学に関連付けられた。その結果、文学、論理学、法学の間に新しい関係性が生まれたのである。

まず、法学研究の分野において、警察の検査——刑事裁判における最初の司法手続を主要内容とする推理小説の媒介により、司法過程における論理学の応用に関する学際的研究が現れ、高等教育用の教科書が出版される⁵とともに、「中国法論理学研究会」が発足し、「法論理学(法律邏輯学)」という新しい研究分野が誕生したのである。この新しい領域に格好な研究材料を提供したのは、ほかでもなく外国の推理小説と映画であった。例えば、1980年7月に創刊された法学専門誌『法学雑誌』には、「探偵小説」というコラムが設けられており、コナン・ドイルのホームズ・シリーズ、森村誠一が日本推理作家協会の新年例会で出した犯人当てゲームの出題が連載された。日本の推理小説に限っていって、論理学者張沢膏は『検査と推理』⁶という著書において、松本清張の『地方紙を読む女』、『投影』、『点と線』、森村誠一の『残酷な視野』などを例に論理学の基礎知識を解説し、吳家麟は『検査、裁判と論理』⁷のなかで、上述した『点と線』のほか、松本清張原作の映画『砂の器』、森村誠一の『人間の証明』に描かれた検査過程を論理学の法則に従って丹念に整理したのである。

しかし、本来、論理学と法学との密接な関わりは法学者にとって自明なものであるはずだ。ヨーロッパにおいて法律学と論理学との関係は中世の大学制度に遡ることができ、法学を学ぶ者は必ず論理学を勉強することとなっていたのである⁸。そもそも、実定法規を大前提とし、問題となる事実を小前提として法規範にあてはめ、判決を結論として導きだすという法的三段論法は、法実証主義が主流をなすヨーロッパ近代法学の典型的な思考法である⁹。にもかかわらず、法学と論理学の関係を探求してこなかった¹⁰のは、国民党治下の法律制度を廃棄することから出発した1949年以降の中国において、近代ブルジョア法体系の繼承、撰取、利用がほとんどなされなかつたからだ。浅井敦は1949年から1978年までの中国の憲法下に作り出された「特徴的な法状況」を次のようにまとめている。「①法を革命闘争の、したがって政治的支配の用具と位置づける法律観、②法より政策を優先する法の運用実態、③敵対矛盾に対する法の鎮圧的機能を強調する法思想、④権利より義務の体系性においてまさる法システム、⑤行政手段による経済関係の調整、ならびに紛争の解決形態における教育と具体的な思想工作の重視」¹¹である。

だが、1978年以降、文化大革命期間における「無法状態」に対する反省から、中国において「社会主義民主と社会主義法制の建設」という標語が高く掲げられるようになった。公安機関、検察院、裁判所といった司法体制の再整備とともに、立法作業が急速に進み、1979年7月までに『刑法』、『刑事訴訟法』を含む7本の法律が可決された。また、“四人組”に対する公開裁判が行われ、文革中の冤罪事件の再審と被害者の名誉回復が重要な課題として進められた。あらゆるメディアにおいて法の重要性が訴えられ、法は新しい社会統制の規範として、その権威性が繰り返し強調されたのである。それと同時に、法学研究領域において、法が単純に階級闘争の道具なのか、法が支配階級の意志の表現であることをなお強調すべきか（法の階級性）、封建主義社会や資本主義社会の法を批判的に継受することはできないのか（法の継承性）、「法による支配」なのかそれとも「人による支配」なのか（法治」と「人治」の関係）、司法独立と中国共産党の指導とはどのような関係であるべきか、「法律の前ですべての人が平等である」という原則が司法のみならず、立法にも適用すべきか、といった問題が中心的な議題となり、ブルジョア法体系の批判的継承の可能性が様々な形で模索されていたのである。こうした状況のなかで、法学は階級性がないとされている論理学を取り込むことによって、これまでマルクス主義法学に依拠し批判し続けてきた近代法（ブルジョア法）の専門技術的な思考様式をひそかに呼び込み、階級闘争の用具としてではなく、生産力の発展という新しい政策目標を実現するために必要である社会統制と治安維持の手段としての法の適用に不可欠な技術を導入し始めたのではないだろうか。

一方、文化大革命中に「形而上学、形式主義」と指弾され、「無用の長物」とされてきた論理学にとって、法学への応用は、逆に社会主義法制の整備、科学技術の向上、現代化の実現という新しい国家目標に結び付けられる契機となり、論理学の実用的価値を証明する何よりも証拠となるのである。それだけでなく、正しい思考の形式および法則を研究対象とする論理学は、「林彪、“四人組”」らの「詭弁」を論理的に論破し、文革中の冤罪、誤審の「非論理性」を証明する科学的理論ともみなされたのである¹²。

9

小林直樹「法と法的思考—その特性と限界—」（『法的思考の現在 法哲学年報（1990）』有斐閣、1991.10. p35-54）。

10

傅季重が「論理学と法学」のなかで指摘したように、当時「論理学は論理学、法学は法学、両者はあたかも天と地のごとく全く無関係のように思われていた」（『学術月刊』1980年第2期、p8-12）。もともと法学者だった吳家麟は、1957年に右派のレッテルを貼られ、農場での労働を強制されたが、1961年に寧夏大学に赴任し、政治にかかわらない論理学の講義を担当した。法論理学という新しい分野の先駆けとなったのは、法学と論理学の双方に精通する彼の研究者としての異色な経験にも関係しているのだろう。

11

「政治と法—憲法を中心として—」（野村浩一、山内一男等編『現代中国の政治世界』岩波書店、1989.9. p251）。

12

例えば、吳家麟はその著書において、「形式的論理学も革命的な人民が様々な反動派と闘争する際に常用する武器の一つである」と述べ、論理学の理論を説明する際に、文革期の冤罪、誤審の例を多く使用している（同注（7）、p3）。また、ある新聞記事は、「国内には、詭弁論との闘争を通して伝統的な形式的論理学を発展させ、詭弁の様々な形式とその特徴を真剣に研究し、詭弁論と真っ向から対立する正しい思考の形式と法則を絶えずまとめるべきだと主張する論理学者もいる。彼らはすでに林彪、“四人組”的詭弁論の問題において注目すべき成果を挙げている」と報じている（何邦泰「論理学を重視すべきである」、『広西日報』1980.3.22）。

ここでいう「法論理学(法律邏輯学)」はもっぱら伝統的論理学の応用を研究対象とし、むしろ法の解釈、適用過程における「法的推論」の問題系に属するのである。記号論理学や哲学的論理学といった現代論理学の応用を研究する法的方法論としての「法論理学」とは意味が違う。

つまり、推理小説を介した法学と論理学の遭遇、さらに法論理学¹³という近代法学では一つの専門分野として大々的に研究するまでもない学科の創成は、単に法学における論理学の応用という学際的研究分野の誕生を意味するのではない。法論理学を通して行なわれた法学の脱イデオロギー化と論理学のイデオロギー化という一見相反する方向への触手の延伸は、「階級闘争」から「改革開放」への政治路線の転換に伴う法学と論理学のそれぞれの歴史的裂け目、すなわち法学と法学自身の未来、論理学と論理学自身の過去との間に、ある種の連続性を作り出しているのではないだろうか。

2. 「推理小説」の新しい定義と探偵小説の合法化

前述したように、戦後日本において「推理小説」という名称が様々な思惑によって提起されたものの、結果的に「探偵小説」の同義語として使われるようになった。しかし、中国に流入すると、論理学者と法学者は「推理小説」の「推理」を、論理学における「推理」として理解し、「推理小説」から、論理学の推理法則を利用して刑事事件を捜査する方法を見出し、「推理小説」を法学と論理学に結びつけた。だが、この偶発的な出来事によって論理学と法学を架橋した「推理小説」は、単に法論理学という新しい学問分野に研究材料を提供していただけではない。むしろ、論理学と法学に関連づけられることによって、「探偵小説」と異なる概念として新たに形成していくのである。

例えば、英米文学研究者の王逢振が「推理小説」と「探偵小説」の区別について次のように説明している。「探偵小説は推理小説とも称する。これは、ほとんどの探偵小説(例えばシャーロック・ホームズの探偵物語)が事件を解決する過程を推理という方法で説明しているからだ。しかし、推理小説という名前は一面的だと言わざるを得ない。というのは、事件の解決が推理という方法に頼らない、あるいは部分的にしか推理に頼らない、というような小説もあるからだ。したがって、われわれは探偵小説あるいは探偵推理小説という名称をもっと多く使用している」¹⁴。ここで「推理」は刑事事件を解決する一つの手法として理解され、「推理小説」は一部の「探偵小説」の特徴を現す、「探偵小説」の下位概念として捉えられている。

一方、姜文革は「推理小説」を、「論理的推理を使って事件を解決する探偵小説であり、探偵小説から生まれた新しい文学様式である」と定義した上で、「推理」の意味を次のように説明している。

推理とは何か。推理は判断からなる。一つ或いは幾つかの既知の判断から新しい判断を導き出す思维形式が即ち推理である。推理から必然的で正しい結論を導き出すために、真実の前提と正確な推理の形式を結び付けなければならない。どちらとも欠くことができない。(略) 捜査員が用いる推理は主に演繹推理であり、つまり普遍的な前提から特殊な結論を導き出す推理である。演繹推理の主要形式は三段論法だ。三段論法の演繹推理は、三つの簡単な判断とそれぞれ異なる三つの概念からなる。ある共通の概念が前提において媒介として機能する。

明らかに、論者は「推理小説」の「推理」を広義的、比喩的な意味で理解しているのではなく、論理学における専門用語として捉え、さらに作家が意識的に用いる表現手法の一つとして考えているのである。例えば、『点と線』について、論者は次のように解説している。物語は本来「お時と佐山という全く関係のない男女を情死に見せかけた人が犯人だ。安田と妻の亮子がそれを見せかけた。ゆえに安田と亮子が犯人だ」という三段論法でまとめることができる。しかし、「推理作家はこういうふうに書かない。彼はお時と佐山が殺された場面を捜査員の推理判断のなかで描き、具体的な生き生きとした描写を以って捜査員の推理判断を読者に見せるのである」。つまり、作者は安田と亮子の犯罪過程を直接描くのではなく、三原紀一の手紙のなかで、彼の推理として描くのである。このように「捜査員の推理判断を通して犯人の犯罪過程を描くことは、推理作家が推理小説の説得力を高めるために用いる一般的な手法」である。これこそ、推理小説と、「スリルな雰囲気を醸し出すために犯罪現場を直接描く」サスペンスやスパイ小説、或いは「一般的な探偵小説」と区別するもっとも重要な標識なのだ。こうして論者は、「推理小説が探偵小説の同義語である」という日本文学研究者が日本から直輸入した観点を、「推理小説」と「探偵小説」の「混同」として退けたのである¹⁵。つまり、論者が考えている「推理小説」は、論理学の推理法則を使う警察の捜査方法と、捜査員の論理的推理のなかで間接的に犯人の犯罪過程を描く作家の表現手法、という二つの特徴によって、「一般的な探偵小説」と区別される新しい文学様式なのである。

胡万春はさらに「推理小説」を論理学に直接に結びつけ、「推理小説」という専門用語は文学から来たのではなく、論理学から来たのだ」という。彼の考えはこうだ。ブルジョア革命以降、刑事捜査を研究する学問が理論的に体系化され、論理的推理がその核心となった。探偵が様々な事件を捜査する際にみな論理的推理を応用したため、「推理小説は最初探偵小説の形式で現れた」のである。その後、「探偵小説」が「論理的推理や心理分析といった科学的な方法を常用し、また、探偵が事件を解決するといった題材以外の小説にもこのような芸術的技巧が用いられたため、評論家たちはこれらの小説を推理小説と命名し、これらの小説を原作とする劇や映画を推理劇、推理映画と称するようになった」。推理小説家には「知識（物理学、化学、数学、医学、社会犯罪学などなど）」だけでなく、「論理的思考能力、論理学に対する確かな研究」もなければならない。推理小説家は他の小説家と違い、「作品のなかで直接に論理的推理を使い、物語を展開していくのだ」¹⁶。つまり、ここでは、「推理小説」は必ずしも刑事事件を取り扱う小説とは限らず、作家が論理学と様々な科学的知識を駆使し、「論理的推理」という技法を用いて「物語を運び、謎を解きほぐしていく」小説の総称とされている。「探偵小説」は逆に「推理小説」の歴史的な発展過程における初期の名称として位置づけられたのである。

このように、「探偵小説」と本来実体として存在しない「推理小説」の関係をめぐる様々な言説実践を通して、「推理小説」はもはや単に論理学者や法学者に「誤用」された「探偵小説の同義語」ではなくなった。「推理小説」は論理学に接木されることによって、「探偵小説」と同義の記号という位置から少しずつ転位し、新たに血肉化され、独自な題材と表現手法を持つ新しい文学概念に生育していくのである。さらに、この「推理小説」の新しい定義は単に研究領域にとどまる空洞な理論ではなく、それに

15

「推理小説における推理の芸術的機能に関する試論」（『遼寧師院学報』1980年第3期、p32-36）。

16

「プロットのサスペンスと心理的サスペンスについて」（『雪蓮』1982年第3期、p184-189）。

合致する「推理小説」の創作実践も現れたのである。例えば、1984年第3期の『啄木鳥』に掲載された羅石賢の『“サロフ”のルーピックキューブ』にある次の二節を見てみよう。

張隊長が事件の詳細を説明している間、柳娜はルーピックキューブを弄りながら、心の中でこう思った。「隊長はたぶん最近アメリカの探偵小説『ギリシア棺の謎』を読んだのだろう。彼もエラリー・クイーンの真似をして『選言三段論法』を使っている。選言判断を大前提とし、定言判断を小前提と結論にする。大前提で殺害動機としてありうるものすべて挙げ、すると男女関係のもつれによる殺害という結論が出て来たわけだ」。

「根拠はなんだい」

吳局長は明らかにエラリー・クイーン風の単純な推理を嫌っている。(略)

吳局長の意見に賛成する柳娜は、ルーピックの白いサイコロに鉛筆で次のような文字を書き記した。

AならばB、AならばC

Bでない または Cでない

∴ Aでない

これは、アメリカのリンカーン大統領がある被告の弁護を担当したときに使った「破壊的両刀論法」である。そのおかげで、彼の名は広く世に知られるようになった。(略)

「これだ！」趙は思い切り太ももを叩き、自分の「定言三段論法」を得意気に披露した。(略)「定言三段論法なんて怖くないわ」と、今度は柳娜が切り出した。

これはもはや旧来の「探偵小説」ではなく、「推理小説」の新しい定義に合致する新しい創作実践と言える。作者は論理学の専門知識を駆使し、作品に登場する警察官をすべて論理学の推理法則を熟知する者として描いている。警察が論理学の理論を使って事件を解決する捜査活動と、作家が論理学の推理法則を意識的に応用する創作活動という二つの活動が、この小説において見事に実践されている。そして、その極めて専門的な論理学の推理法則を捜査に応用する方法を教えてくれるのは、ほかでもなく外国の推理小説である。「エラリー・クイーン」が作家名であると同時に小説の主人公の名前でもある。主人公のエラリー・クイーンが論理学の法則を以って事件を解決する過程を、作家のエラリー・クイーンが論理学の知識を用いて描いた『ギリシア棺の謎』は、まさに新しく定義された「推理小説」と言える。つまり、『“サロフ”のルーピックキューブ』には、中国の警察が外国の「推理小説」から論理学の推理法則を学び、現実の刑事捜査に応用するという、論理学と司法捜査と「推理小説」の関係性そのものが書き込まれているのである。こうして、「科学技術の現代化」と「社会主義法制の建設」を目標に掲げる新しい時代に向けて、「推理小説」は、論理学者と法学者によって「発見」され、さらに文学研究者によって具体化、理論化された論理学と法学と「推理小説」との関係性を自らの内部に取り込み、論理=科学と法に密接に関わる文学様式として、新たに形成していくのである。

では、この「探偵小説」と異なる文学様式として作り出された「推理小説」という概念は、果たしてどのような効用を持つのか。探偵小説は19世紀末に欧米と日本から伝わって以来、すでに民衆に浸透していた文学ジャンルである。陳平原が指摘したように、小説を以って社会を改良しようとする「清末の理論界は政治小説、科学小説、探偵小説を中心に翻訳、紹介すべきだと主張していたが、実際探偵小説の数が政治小説と科学小説をはるかに超えていた。(略)海外の小説が真に局面を開拓し、最終的に中国に根を下ろし開花したのは、部分的に探偵小説の魅力に帰すべきであった」¹⁷。ところが、1930年代に入ると、緊迫した内外の情勢のなかで、左翼文学が次第に文学の主流となり、解放区では探偵小説を含む通俗文学が「封建的」、「買弁的」な文学として排斥されるようになった。1949年以降、「資本主義国家から輸入した探偵小説、探偵小説」は、「殺人放火、婦女暴行、窃盗掠奪を公然と教唆し」、「暗黒な警察スパイの統治を美化する」ものとして、「帝国主義の植民地政策と蒋介石ら匪賊のファシズム統治」を宣伝する図書だ¹⁸と糾弾された。その後、文化大革命が終わるまで、いくつか対抗する言説はあるものの、「探偵小説」は基本的に「典型的なブルジョア階級の文学」として批判されていたのである。

つまり、もし戦後日本において、「探偵小説」から「推理小説」への名称の変更に、戦前の「探偵小説」の持つエロ・グロなイメージを払拭し、探偵小説を理智の文学として印象付けようという思惑がひそかに働いていたのならば、1980年代初期の中国において、「推理小説」という新しい概念を打ち立てようとする一連の言説実践は、結果的にこれまで「典型的なブルジョア階級の文学」とされた探偵小説の階級性を払拭し、探偵小説を「科学」と「法」の文学に転換する効果をもたらしたのだと言えよう。そして、「推理小説」という新たに定義された名称の導入によって探偵小説そのものを合法化する、という効用を端的に示しているのは、「推理小説」をあくまでも「探偵小説」の同義語として使用する日本文学研究領域である。

李正倫が『日本短編推理小説選』の序文において、「推理小説」という名称が戦後「探偵小説」の同義語として流通した経緯を紹介し、「日本の推理小説（旧名探偵小説）」の歴史を幕末の『楊牙兎奇談』の翻訳に遡りながら、「推理小説」の効用を次のように語っている。

文字通り、推理小説の特徴は推理にある。(略)読者は、推理小説を読むことによって、論理的思考能力を鍛え、問題を調査研究し、緻密な思考と分析を通して合理的な答えを求め、正確な結論を得ることができる。これだけでも、推理小説の役割は充分に重視されるべきである。日常生活の中で、論理的な思考を通して、物事の是非を弁え、現象に惑わされずに物事の本質を認識することが大切である。(略)文学という形式で人々に“察疑（疑わしいものを調べること）”を教え、“益智（智力を高める）”という役割を果たすもっとも効果的なものは、推理小説をおいてほかにない¹⁹。

これは「探偵小説」と「推理小説」の混同ではなく、新たに意味づけられた「推理小説」による探偵小説の換骨奪胎の過程である。「推理小説」という同義語が導入される

17
『二十世紀中国小説史 第1巻1897-1916』(北京大学出版社, 1989.12, p74-75)。

18
張佚生『『水滸伝』、『西遊記』と武侠小説、神仙妖怪小説とどう違うか』(『文艺学習』1955年第6期、洪子誠編『二十世紀中国小説理論資料』第5巻所収、北京大学出版社, 1997.2, p123)。

19
李正倫編『日本短編推理小説選』(遼寧人民出版社, 1981.8, p5)。

ことによって、「推理」という語の「文字通り」の意味から生み出された「論理的推理」という特質と、「察疑」と「益智」の効用が探偵小説に忍び込み、結果的に探偵小説を「典型的なブルジョア文学」の呪縛から解放することとなるのである。実際、この選集には、松本清張や水上勉、森村誠一などの戦後の社会派推理小説のみならず、仁木悦子、佐野洋などのいわゆる本格派の作品、さらに戦前に書かれた江戸川乱歩や横溝正史の「探偵小説」も「推理小説」として収録されているのである。

このように、法学者や論理学者が「推理小説」の「推理」という語に注目し、「推理小説」から、論理的推理という科学的な司法検査の方法を「発見」したおかげで、「推理小説」は論理学と法学に関連付けられ、さらに文学研究者の理論化と作家の創作実践によって、独自な表現手法、題材、効用をもつ文学様式として立ち現れるのである。そして、その「論理的推理」を基本的特徴とし、司法関係者に科学的な検査方法を教え、読者の論理的思考能力を鍛える「推理小説」は、再び「探偵小説」の同義語として流通することによって、かつて「探偵小説」という名で呼ばれ、批判されてきた文学ジャンル全体の合法化装置として機能することとなるのである。こうして、「社会学、心理学、論理学、犯罪学など諸方面の知識をも提供する」「探偵推理小説は芸術と科学を媒介する文学」となり、「人間を表現することと、科学を表現することがその根本的な出発点」²⁰とされるようになったのである。

20

陳克「偵破推理小説について」(瀧瀧編『近年偵破推理小説選粹』序文、海峽文芸出版社、1986)。

3. 「法制文学」の誕生と変容

1970年代末から1980年代初にかけて、推理小説、雑誌の発行部数と映画の影響力の拡大にしたがい、前述した推理小説の合法性を強調する言説が生まれる一方、推理小説を批判する声も日ごとに高まってきたのである。張彦民の次の文章は外国推理小説に対する批判の常套句を網羅していると言ってよい。即ち、推理小説は「読者を招き寄せるために、わざと荒唐無稽な難事件をひねり出して、低俗で猥褻な描写を入れながら、殺害現場や格闘の場面を大げさに書きたてる」。「犯罪の根源を環境の影響と人間の善悪に帰することによって、資本主義制度を美化し」、「資本主義国家の法律の前で誰もが平等であるという錯覚を抱かせ、ブルジョア法の反動性を隠蔽する」。「無知」の青少年読者は、作中の「探偵を崇拝し、その主観的、唯心主義的な論理的推理を賛嘆してやまず、作品に登場する犯罪者、強盗、チンピラ、娼妓といった人物をまったく分析もせずにひたすら同情、賞賛する」²¹のである。

明らかに、「推理小説」の合法性をめぐる言説の対立は、社会主义イデオロギーといわゆる「ブルジョア思想」の攻防にはかならない。外国推理小説の翻訳出版は単なる文学にかかわる問題ではない。それを制限しようとする側から見ると、社会主义制度を搖るがしかねない退廃的なブルジョア思想の侵入であり、それを擁護する側から見れば、言論、出版、思想の自由が奪われた文化大革命の極左思潮と徹底的に訣別し、「改革開放」と民主、法治を断行する決意の固さを試す試金石である。外国推理文学は、その「合法性」を主張する勢力——開放、自由、民主、法治を強調し、資本主義国家の制度を積極的に取り入れ、政治体制の改革を要求する勢力²²と、その「非合法性」

21

「外国の驚險推理小説の社会的影響について」(『北京日報』1982.1.5)

22

吳家麟は文化大革命直後から資本主義国家の法律制度と民主主義制度の批判的継承を力説した。また、于浩成は1986年に「政治改革はまず言論や出版の自由を突破口にすべきだと初めて公然と主張した」者だ(毛里和子「政治体制の特徴とその改革」、野村浩一等編『現代中国の政治世界』、岩波書店、1989.9)。外国推理文学の受容に深くかかわった二人がともに資本主義国家の民主主義制度と法律制度を積極的に取り入れようとする80年代の政治体制改革の推進者であったことは決して偶然ではない。

を主張する勢力——ブルジョア思想の流入による社会主義の変質に危機感を抱き、開放の制限、イデオロギー統制の強化を辞さない勢力との格闘の場と化しているのである。

このように、外国推理文学の流行とともに、資本主義社会の退廃的な思想、生活様式の流入に対する危惧がますます強まるなか、1981年9月に魏軍が「中国社会主义法制文学」という新しい概念を提起し、次のように定義した。「社会主義の現実生活と社会主義の法意識から出発して、社会主義の時代において創作され、かつ社会主义中国の法律制度の擁護と違法行為の暴露という任務を果たし、法律と犯罪を反映する文学と芸術は、ジャンル、作風、文体を問わず、すべて中国社会主义法制文学である」²³。魏軍は「国内の一部の作品」が「もっぱら外国の推理小説や探偵小説、スリラーの表現手法を模倣し、機械的に移植する」傾向を憂慮し、「我が国の文化的伝統に合わず、民族の芸術の風格を損なっている。荒唐無稽なストーリーと血生臭い場面を以って読者を刺激する現象に至っては、さらに社会に悪影響を与えていた。読者、特に青少年に健全な法律の教育を行なうことができないどころか、一部の作品は人を誤った道に誘いこむ危険性すらある」と批判した。そして、従来の名称を使わず、あえて「法制文学」という新しい概念を創造した理由についてこう説明した。犯罪と法に取材する文学は古今東西存在している。「西洋では探偵小説、犯罪小説、スパイ小説、黒幕小説と呼ばれ、日本では推理小説、ソ連ではスリラー（驚险小説）と呼ばれている。だが、「これらの名称は適切ではなく、読者に低俗な印象を与え、商業広告的な匂いが深く染み付いている。実際、探偵は事件を解決する過程だけを意味し、推理は検査に使われる帰納・演繹の手段、スリルも一部の場面や表現方法の特徴にすぎない」。だから、「国家、社会制度、歴史的時代」に応じて、中国の、社会主义の、1949年以降の、法律と犯罪を反映する文学を「法制文学」と命名するのである²⁴。

ところが、「法制文学」という新しい概念の定義には、すでに別の解釈の可能性が含まれている。まず、「法制文学」という名称は、「荒唐無稽なストーリーと血生臭い場面を以って読者を刺激する」読物に逆に「法律の宣伝、教育」という大義名分を与えることとなる。次に、主に刑事事件の検査過程を描く推理小説と比べると、「ジャンル、作風、文体を問わず」、「法律と犯罪を反映する文学と芸術」のすべてを含む「法制文学」は範囲がはるかに広い。さらに、「法制文学」という概念が提起された1981年、その実例として挙げられた作品はいずれも1978年から1980年の間に発表されたものであったため、「反文革」の色合いが強く残されているのである。文化大革命で迫害を受けた警察や検察官、裁判官の不屈な精神を称え、文化大革命中の「無法状態」に対する反省から法制の重要性を強調する一方、文化大革命のもたらした弊害として共産党内部の権力濫用にも批判の矛先を向けているのである²⁵。つまり、「探偵小説」や「推理小説」に「法制教育」という新たな合法性を与えたこと、題材と形式の範囲を広げたこと、また権力側に対する批判を導入したこと、「法制文学」という概念の誕生に付随したこの三つの効果は、やがて「法制文学」の思わぬ方向への発展につながったのである。

1984年まで、魏軍の提唱した「法制文学」は全く広まらなかった。だが、1984年になると、この名称が急速に普及したのである。1984年10月、安徽省安慶市という

23

「法制文学概論」（『中国法制報』1982.1.8）。

24

寧柯「新しい文学概念の誕生—魏軍が法制文学を語る—」（『北京社聯通訊』1982年第2期）、「中国社会主义法制文学について」（『当代文芸思潮』1982年第3期、p24）。

25

文化大革命中に、「公安、検察、法院を徹底的に叩き潰せ」というスローガンのもとで、全国各地の警察署や検察庁、裁判所が壊され、多くの司法関係者が迫害を受けた。1970年代末から80年代初に迫害を受けながらも屈服しなかった警察や検察官、裁判官を讃える文学が少なくない。魏軍が「法制文学」の実作として挙げたのは、冤罪事件の調査に乗り出し、証人を守るために殉職した警察幹部を描いた短編小説『神聖の使命』、1949年以来最大の共産党幹部の汚職事件を暴いた劉賓雁のノンフィクション『人妖之間』、私利私欲のために権力を振り回し法律を踏みにじる共産党幹部を批判した舞台劇『權力と法』、共産党の上層部からの圧力に屈することも私情に流されることもなく、恩人の息子を公正に裁いた裁判官を描いた映画『法廷内外』などであった。

26

例えば、1984年12月に『案與法』(上級部門は陝西省法学会、1988年停刊)、1985年1月に『水晶石』(遼寧省公安庁)、同年4月に上海では『劍與盾』(上海市公安局、1990年停刊)、天津では『藍盾』(天津市法学会)、そして1986年2月に『中国法制文学』(中国司法部、1989年停刊)が創刊された。

27

「法制文学の発展に関する私見」(『啄木鳥』1987年第1期、p94-95)。

28

「人民が法制と法制文学を求めている—中國法制文学シンポジウムにおける発言一」(『法制文学選刊』1986年第12号、p6)。

29

「劉賓雁が本紙記者に語る、法制文学により多くの自由を」(『文学報』1986.10.23)。

30

汪抗「法制・文学・民主」(『文学自由談』1987年第2期、P62-64)

小さな地方都市の文聯(文学芸術界聯合会)が『法制文学選刊』を創刊し、1989年末に停刊するまで、61期2500万部を発行し、常に全国トップクラスの発行部数を維持していた。『法制文学選刊』の創刊を皮切りに、法制文学の専門誌が次々と現れ²⁶、瞬く間に新しい文学潮流を巻き起こしたのである。1986年10月8日、安慶市で「中国法制文学シンポジウム」が開かれた。だが、この会議で議論された「法制文学」は、すでに五年前に魏軍の提唱した「法制文学」と全く異なるものとなっているのである。

シンポジウムで発言した文芸評論家の曾鎮南は、「推理小説」ではなく、「ノンフィクション」こそ「もっとも純粋でもっとも普遍的な、もっとも大量な法制文学作品が生まれる」ジャンルだと指摘し、「すでに解決した事件の報道や分析」だけでなく、「審理中の事件に影響を与え、民を代弁し、民のために無実を訴え、ゾラの『我彈劾す』のような作品」もあるべきだと主張した²⁷。作家の袁鷹は、「法制文学」作家のベンを「剣と盾」に喩え、次のように述べている。「法制文学」の「剣」は、「若者の心を蝕む資本主義の堕落した思想」だけでなく、「わが社会主义社会における、少数ではあるものの決しておざなりにしてはならない、極めて深刻な暗部」、「千数百年以来の封建專制主義の影響下で深く厚く澱んでいたあの醜い、残酷で、恐ろしい思想と行為」にも向けるべきである。「法制文学の盾」は、「人民のために正義を求め、人民の権利を断固として守り、憲法と法律の尊嚴を何人にも損なわれないように守るべきだ」。「どんなに強い権力を握り、高い地位にいる人でも法律と紀律の前では平等な一員である。民主、自由は誰から恩賜されるものではなく、憲法に明白に書かれた人民の本来の基本的な権利である」²⁸。シンポジウムの後、ノンフィクション作家劉賓雁が新聞記者のインタビューに答え、「法制文学のなかで、読者に法令順守を宣伝するものが多く、公民としてどんな権利があり、いかに自分の権利を守るべきかを教える作品はまだ少なすぎる」と、法制文学の現状に言及しつつ、「法制文学により多くの自由を」と呼びかけた²⁹。

このように、1980年代後半になると、殺人や強盗などの刑事事件を題材とする推理小説だけでなく、権力者の違法行為を糾弾するノンフィクションも「法制文学」として、大きな比重を占めるようになった。そして、「法制文学のもっとも重要な役割は、我が国が「人治」から「法治」へ、「集權制」から「民主制」へ、「個人の輕視」から「個人の尊重」へと転換するという、重大な意義を持つ偉大な歴史的変革を反映することだ。これこそ本当の法制文学である」³⁰という新たな定義が提起され、本来資本主義国家の推理文学の悪影響から青少年を守り、法律知識を普及させるために提唱された「法制文学」は、逆に社会主义中国自身の問題を暴露し、その病根を抉りだす手段とされ、民主主義と法治主義、人権と自由を主張する拠点とされたのである。

おわりに

1986年の法制文学シンポジウムは安慶市文聯という無名の地方組織にとって最初で最後のハイライトだった。シンポジウムで「人間の解放と言論自由」と題する講演を行なった劉賓雁は1987年に中国共産党から除籍された。1987年第1期にその講演の原稿を掲載した『法制文学選刊』は第3期に劉賓雁のノンフィクションを批判する文章

を転載した。その後、法制文学誌が次々と停刊し、『君よ憤怒の河を涉れ』で外国推理文学のブームを巻き起こした西村寿行の作品も中国の出版市場から締め出され、1992年以降完全に姿を消したのである。こうして、1989年以降、「ブルジョア自由化に対する戦いの一部」として「ブルジョア自由化を宣伝する反動的政治書籍」と「猥褻、色情、暴力、迷信を宣伝する出版物と音楽、映像」の取り締まりとともに、法制文学と外国推理小説の全盛期が一斉に過ぎ去ったのである。

「法制文学」という概念が提起されてから28年も過ぎた2009年、中国法学会法制文学研究会がようやく成立した。「猥褻」で卑俗な読み物から鋭い社会批判を繰り広げるノンフィクションまで、「法制文学」の最も多義で華やかな歴史が完全に消されたその年表には、「中国社会主义法制文学」を提倡した魏軍の孤軍奮闘振りしか窺うことできない。それにしても、今日、周到な市場戦略に従って輸入されたエンターテインメントとしての推理小説とは別に、官僚の腐敗を批判し法治化の推進を訴えるノンフィクションは、なお法制文学の一部として重要な役割を果たしているのである。

このように、戦後日本で「探偵小説」の同義語として流通していた「推理小説」という名称が、1970年代末に中国大陆に輸入されると、論理学、法学、文学研究など様々な分野における諸々の言説実践によって、新たな文学概念として定義されるとともに、「法制文学」という新しい文学ジャンルの誕生を促成し、1980年代の法治化、民主化をめぐる闘争に組み込まれたのである。詳しい分析は別稿に譲るが、実際、「推理小説」という概念の〈翻訳〉のみならず、『君よ憤怒の河を涉れ』や『人間の証明』といった推理小説を原作とする映画の〈翻訳〉も、革命の継続と資本主義批判を中心とする社会主义イデオロギーにとってかわった、文化大革命以後の改革開放路線に対応する法的一道徳的イデオロギーの確立に深くかかわっていたのである。その意味で、中国における日本文学の翻訳は単に文学や社会になんらかの影響を与えたという程度のものではなく、むしろその肌骨の奥深くまで、自らも絶えず変容しながら浸透し、その社会構成体の不可欠な一部として多様かつ多義的な機能を果たしていたのだと言えよう。

付記 本論における傍点および中国語資料からの日本語訳はすべて筆者による。なお、本稿は科学研究補助金(課題番号:22820015)の助成を受けたものである。